平成２２年（フ）第５４４号
広島市佐伯区五日市中央７丁目４番21―303号
債務者　下原　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８２号
広島市南区旭３丁目２番３―４―203号
債務者　高橋　秀則
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０３号
広島市安佐南区山本５丁目71番４号
債務者　村田　貴史
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１号
香川県丸亀市土器町東５丁目147番地
債務者　金岡　一志
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０６号
福岡県久留米市北野町中3112番地10
債務者　佐々木三智枝
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３５号
福岡県久留米市藤山町1730　のぞえ病院、住民票上の住所福岡県久留米市上津町2522番地２　山の上ハイツ305号
債務者　近藤　雄司
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５３号
福岡県久留米市津福本町1667番地２　市営松院寺住宅１―14、住民票上の住所佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1214番地３
債務者　瀬戸　重隆
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６６号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間7172番地
債務者　四元　幸一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
宮崎県日南市飫肥７丁目２番29号
債務者　山口　隆志
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４６号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目８番１号
債務者　小林　京子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
北海道日高郡新ひだか町三石歌笛690番地の１
債務者　藤原　美紀（旧姓名古屋）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目７番１―301号
債務者　中村　順子（旧姓池永）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
岐阜県可児市今渡343番地２　ピュアＫＥ―101
債務者　曽我　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４３号
三重県伊賀市三田958番地の３
債務者　溝口アチャナこと　ＭＩＺＯＧＵＣＨＩ　ＡＴＣＨＡＮＡ
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３７５号
京都市北区出雲路神楽町１番地の２　叡楽荘
債務者　ティーズワークこと　佐藤　友彦
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
京都府木津川市兜台１―１―１　高の原駅西第２団地５―402、住民票上の住所奈良市左京２丁目２番地の２―７―202
債務者　日野上雅章
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
京都府長岡京市竹の台２番地　竹の台団地Ｆ１棟202
債務者　四方　佳代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係